

令和4年度

第3回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料1】

中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の  
とりまとめ結果に関すること

## 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）に係る中間年評価について

令和 5 年 2 月

秋田県農山村振興課

## 1 制度の目的

- 食料・農業・農村基本法の規定を受けて、農業生産活動が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正することにより多面的機能の確保を特に図るための施策として、平成12年度から制度を開始。
- 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等に対して、面積に応じ一定額を交付する仕組み。
- 耕作放棄の発生防止や農道・水路の管理等の取組のほか、中山間地域等における多面的機能の維持・推進を一層図るため、担い手の育成・確保、付加価値の向上など自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進。

## 2 評価の仕組みと中間年評価の目的

《参考資料 1 を参照》

- 協定における目標達成に向けた全体的な実施状況等を評価し、取組が不十分な協定に対しては改善に向けた指導・助言を行い、制度の実施効果を確保するとともに、実施状況・効果を踏まえた今後の施策検討のため、対策の中間年（令和4年度）に中間評価、最終年（令和6年度）に最終評価を実施。
- 国は、実施要領第13の4に基づき、都道府県の報告を受け中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し評価するとともに、効果と課題を踏まえ、必要があれば所要の見直しを実施。

## 3 評価の対象及び方法

《参考資料 2 を参照》

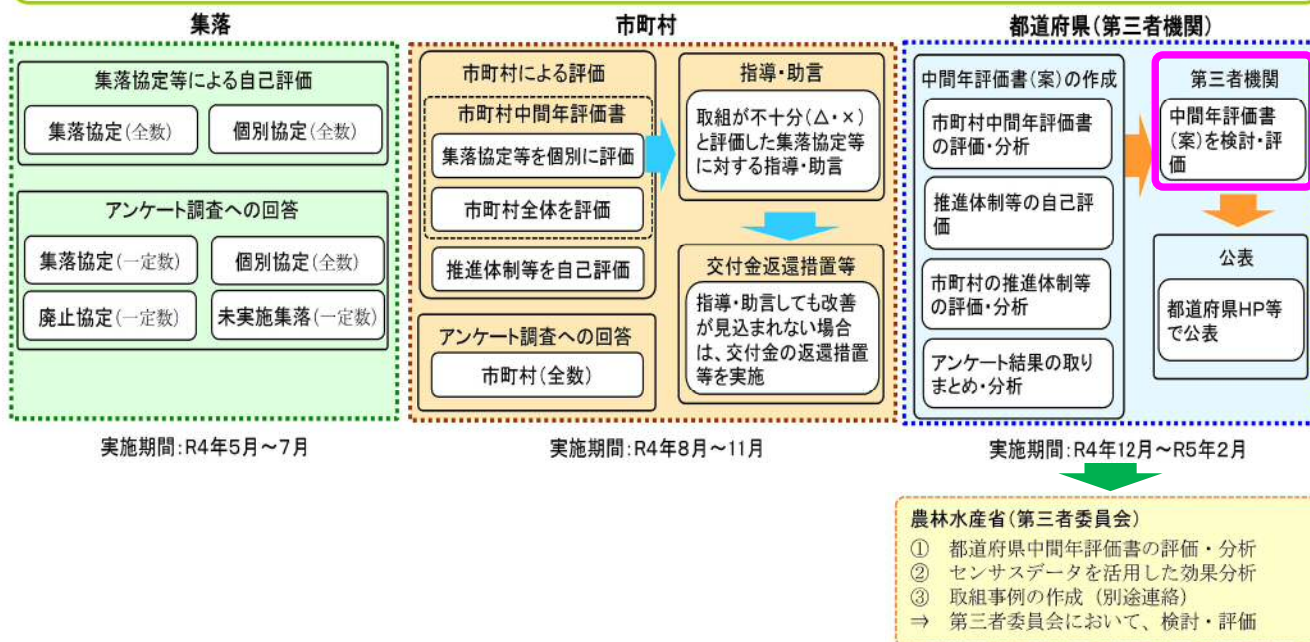
## 4 中間年評価のながれ

- 市町村は、協定活動の達成状況や取組の効果等を客観的に評価し、評価結果（市町村中間年評価書）を都道府県に報告。また集落協定等に対するアンケート調査を実施し、その回答を取りまとめ都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村の評価結果及びアンケート調査の結果をもとに「都道府県中間年評価書（案）」を作成し、都道府県第三者委員会で検討・評価したうえで取りまとめた「都道府県中間年評価書」を国に報告。
- 国は、都道府県段階における評価結果のほか、取組事例や農業センサスを活用した効果分析結果を取りまとめ、第三者委員会で実施状況や制度の効果、課題等について検討・評価。

## 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の概要

資料2

- 協定活動の実施状況及び目標達成見込みの点検・評価。
- アンケート調査等により、制度の効果・課題、農村集落の現状等の把握。
- これらを通じて、制度の主旨を踏まえ適切な協定活動を推進するとともに、次期対策の検討に資する。



次頁 →

## 6 都道府県中間年評価書（案）に基づく検討

- 別添の資料 1 - 1 『都道府県中間年評価書（案）』、資料 1 - 2 『集落協定等へのアンケート調査結果』及び資料 1 - 3 『令和3年度実施状況資料』をもとにご意見をお願いします。

### 【中山間地域等直接支払制度全般】

- ①中山間地域等直接支払制度に取り組むことで、どのような効果を発揮していくべきか。

- ②中山間地域等直接支払制度の活動継続が困難な集落に対し、どのような対応策を講じていくべきか。

（主な課題：活動参加者の高齢化・減少、リーダーの高齢化、農業の担い手の不足、事務手続きの負担、市町村職員のサポート不足など）

### 【集落戦略】

- ③集落戦略を策定することで、どのような効果を発揮していくべきか。

- ④集落戦略の策定が進まない集落に対し、どのような対応策を講じていくべきか。

（主な課題：ノウハウの不足、話合いが困難、市町村職員のサポート不足など）

### 【総合的な地域づくり】

- ⑤農村RMOの形成など、総合的な地域づくりを進めていくために、中山間地域等直接支払制度をどう活かしていくべきか。

中山間地域等直接支払制度（第 5 期対策）  
都道府県中間年評価書（案）について



# 中山間地域等直接支払制度の実施状況（令和3年度）

## 1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	480	協定	9,795	ha	103,957	万円
a 基礎単価の対象	43	協定	352	ha	2,586	万円
b 体制整備単価の対象	437	協定	9,443	ha	100,730	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	1	協定	7	ha	74	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	1	協定	4	ha	26	万円
(c) 集落協定広域化加算		協定	0	ha	0	万円
(d) 集落機能強化加算	1	協定	27	ha	81	万円
(e) 生産性向上加算	6	協定	154	ha	460	万円
イ 個別協定	4	協定	48	ha	186	万円
a 基礎単価の対象		協定	0	ha	0	万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	4	協定	48	ha	186	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定	0	ha	0	万円
合計	484	協定	9,844	ha	104,143	万円

### 【参考】

R 3年耕地面積※	133,206	ha
-----------	---------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

## 2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	21	人	20	ha	217	万円

### 【参考】

ア 協定参加者数	9,980	人		
イ 交付金配分額	103,957	万円	(100%)	
a うち個人への配分	67,240	万円	(60%)	
b うち共同取組活動	44,000	万円	(40%)	

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

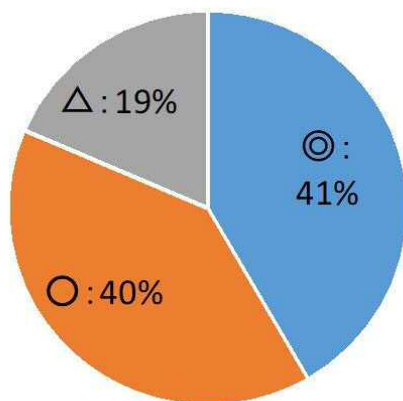
評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	163	316	1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	165	314	1	
b 水路・農道等の管理	168	312		
c 多面的機能を増進する活動	167	312	1	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	182	174	81	
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	86	262	89	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算		1		
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算	1			
f 生産性向上加算	4	2		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	269 (56%)	177 (37%)	34 (7%)	(0%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

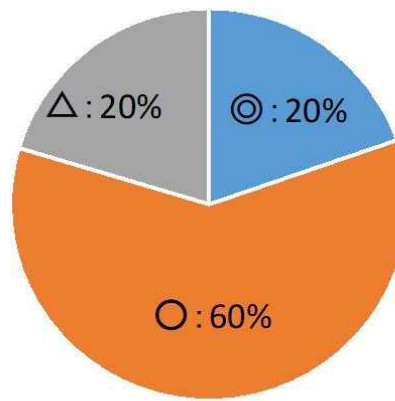
○全体的には順調に取り組まれているが、一部の集落協定において、最終年までに集落戦略を作成することに不安がある。  
 ○関係市町村はこのような集落協定と話し合いを行い、課題を整理し、相互にその解消に取り組みながら集落戦略を作成する必要がある。

【参考グラフ】ウ 集落戦略の作成

a 集落戦略の作成見込み



b 地図の作成状況





(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	3		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	2		
b 水路・農道等の管理		2		
c 多面的機能を増進する活動	1	2		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1			
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	2 (50%)	2 (50%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

○全体的に順調に取り組まれている。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動										1
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	1								1	
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動		1								
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	54	36			5	4		3		22
b 地図の作成状況	66	17			6	4		3		3
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算										

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 （超急傾斜農地保全管理加算）										

A:話し合いによる活動内容の徹底  
 B:目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等  
 C:専属の担当者やチームによる徹底した活動  
 D:協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進  
 E:市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進  
 F:近隣の集落や協定とも連携した活動の推進  
 G:農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進  
 H:農外の組織・団体とも連携した活動の推進  
 I:活動内容の見直し(加算措置以外の項目)  
 J:その他( )

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	479	2 (0%)	67 (14%)	123 (26%)	287 (60%)
	うち集落戦略	437	98 (22%)	232 (53%)	63 (14%)	43 (10%)
	R 3年度	480	1 (0%)	59 (12%)	104 (22%)	316 (66%)
	うち集落戦略	437	19 (4%)	240 (55%)	115 (26%)	63 (14%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

○コロナ禍の中ではあるが、全体的には話合いは行われている。  
 ○集落戦略に関する話合いが少ないため、通常の話合いの際に集落戦略に関する話題を提供するなど、工夫をしながら集落戦略の作成を進める必要がある。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	386	88.3 %
② 協定参加者以外の集落の住民	34	7.78 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	14	3.20 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	0	0 %
⑤ 協定役員のみ	55	12.6 %
⑥ 話合いをしていない	19	4.35 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

○協定参加者による話し合いが多数を占めているが、僅かながら、協定参加者以外の地域住民を含めて話し合いを行っている協定がある。  
 ○「話し合いをしていない」と回答した協定は、戸別訪問のうえアンケート調査を実施している。今後アンケート調査により得た協定参加者の意思を協定内で共有したうえで集落戦略に反映するよう、関係市町村による指導が必要である。

【参考グラフ】 (2) 集落戦略作成の話合いの参加者



4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	178	協定 37.1 %	① 協定書作成に係る支援	2	協定 50 %
② 集落戦略作成に係る支援	159	協定 33.1 %	② 目標達成に向けた支援	2	協定 50 %
③ 目標達成に向けた支援	127	協定 26.5 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	58	協定 12.1 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援		協定 0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	225	協定 46.9 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	1	協定 25 %
⑥ ①～⑤以外の支援	4	協定 0.83 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	89	協定 18.5 %	⑦ 特に支援を要望しない	2	協定 50 %

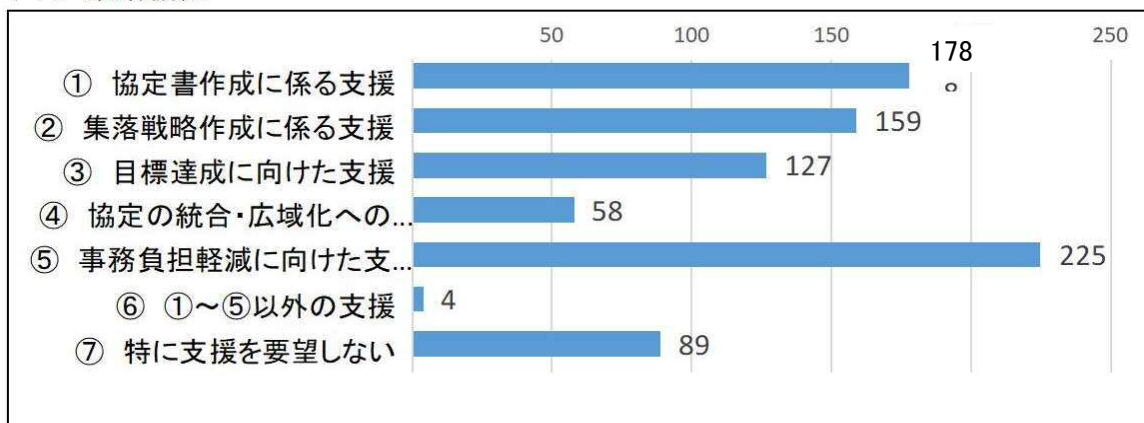
4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

○半数近い協定が事務負担の軽減に対して支援を求めている。協定の事務担当者の経験によって支援の度合いが異なるため、事務担当者向けの説明会や個別の相談対応が必要である。  
 ○統合・広域化に関して58協定が支援を求めているため、県としてもパンフレットの作成や説明会等を通じて働きかけを行う。

【参考グラフ】 4. 市町村に要望する支援内容

178

(1) 集落協定



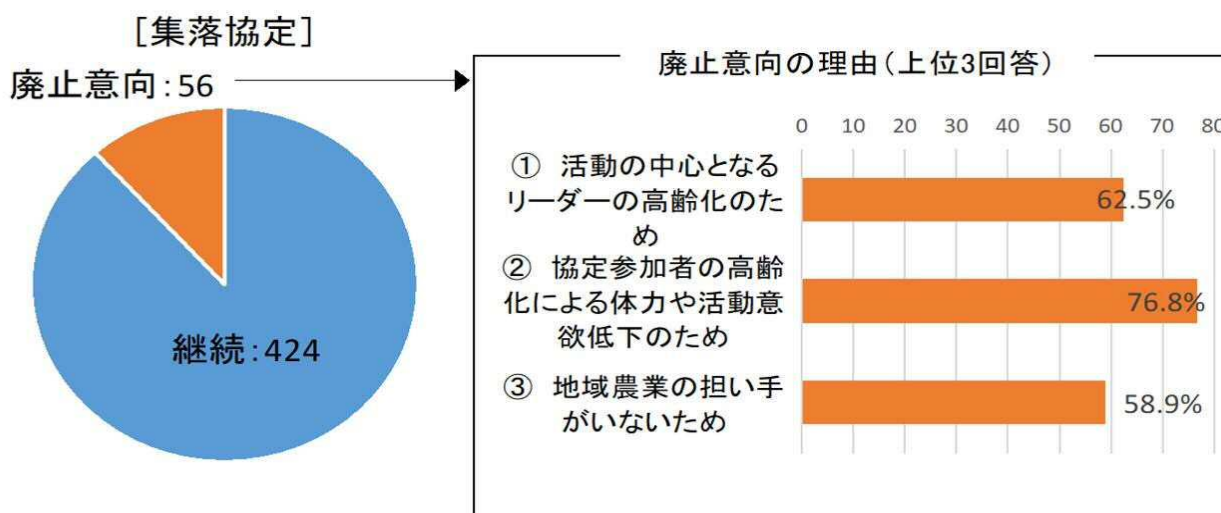
# 次期対策（令和7年度～）等

## 1. 継続の意向等

### (1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		424	協定 88.3 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	92	協定 21.7 %
	広域化の意向はない	332	協定 78.3 %
廃止意向の協定数		56	協定 11.7 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	35	協定 62.5 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	43	協定 76.8 %
	③ 地域農業の担い手がないため	33	協定 58.9 %
	④ 農業収入が見込めないため	16	協定 28.6 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	6	協定 10.7 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	17	協定 30.4 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	16	協定 28.6 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	9	協定 16.1 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	11	協定 19.6 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	4	協定 7.14 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1	協定 1.79 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	1	協定 1.79 %
	⑬ その他	3	協定 5.36 %

【参考グラフ】 1. 継続の意向等



## 【県の対応方針】

### 集落協定の広域化等に対する推進方針

○パンフレット等の作成配布や説明会において具体的な説明を行いながら、広域化や統合について働きかける。

### 廃止意向の協定に対する働きかけの方針

○協定役員との話し合いに参加し、課題や問題点の整理や解消に向けた行動を市町村と共同で行う。

## 2. 協定の役員

### (1) 集落協定

#### ① 代表者

年齢	～59歳	56人 (12%)	60～69歳	197人 (41%)	70～79歳	201人 (42%)	80歳～	26人 (5%)
代表者になってからの年数	～2年	44人 (9%)	3年～7年	150人 (31%)	8年～	286人 (60%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	330 (78%)	協定	ない	94 (22%)	協定		

#### ② 事務担当者（会計）

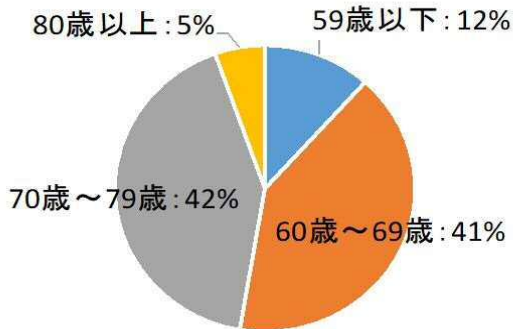
年齢	～59歳	135人 (28%)	60～69歳	218人 (45%)	70～79歳	118人 (25%)	80歳～	9人 (2%)
担当者になってからの年数	～2年	54人 (11%)	3年～7年	135人 (28%)	8年～	291人 (61%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	410 (97%)	協定	ない	14 (3%)	協定		

#### ③ 事務委託等の状況

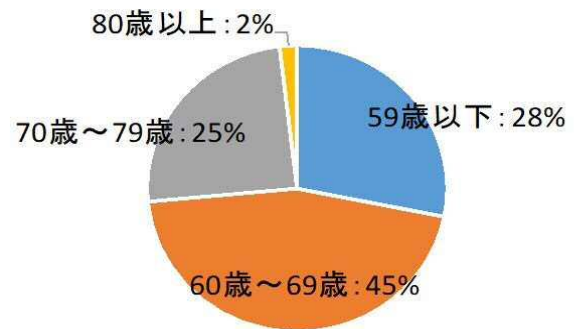
事務委任の有無		現在				今後			
なし		461	協定	96	%	458	協定	95.4	%
あり		19	協定	3.96	%	22	協定	4.58	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0	%	1	協定	4.55	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO	7	協定	36.8	%	7	協定	31.8	%
	集落法人	2	協定	10.5	%	2	協定	9.09	%
	J A	1	協定	5.26	%	1	協定	4.55	%
	土地改良区	3	協定	15.8	%	3	協定	13.6	%
	個人	6	協定	31.6	%	8	協定	36.4	%
	その他		協定	0	%		協定	0	%

【参考グラフ】 2. 協定の役員

〔①代表者の年齢〕



〔②事務担当者(会計)の年齢〕



(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	3 協定 (75%)	法人	1 協定 (25%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (25%)	60～ 69歳	2 人 (50%)	70～ 79歳	1 人 (25%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	2 協定 (50%)		いない	2 協定 (50%)			

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

○事務担当者の3割が70歳以上となっており、事務の担い手が不足していると感じる一方で、今後、事務委託を希望する協定が少ない。  
○事務委託に関して、アンケート等により協定と受託者双方の考えや要望を把握するとともに、把握した情報を共有する中で事務負担の軽減に取り組みたい。

中山間地域等直接支払制度（第 5 期対策）  
集落協定等へのアンケート調査結果について





## アンケート調査の対象数

	協定等数	アンケート実施協定等数
集落協定	480 協定	96 協定
個別協定	4 協定	4 協定
廃止協定	64 協定	17 協定
未実施集落	26 集落	2 集落
市町村	25 市町村	22 市町村

## 【集落戦略】に関する調査結果

## 検討項目③関連

### 集落協定へのアンケート調査結果から

#### 1 集落戦略

##### (1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	15 協定	15.63 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	28 協定	29.17 %
③市町村や関係機関の協力を得て進めた	15 協定	15.63 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	42 協定	43.75 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	11 協定	11.46 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	4 協定	4.167 %
⑦その他	協定	0 %
⑧特になし	9 協定	9.375 %
⑨まだ作成していない	17 協定	17.71 %

##### (2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	5 協定	5.208 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	10 協定	10.42 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	4 協定	4.167 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	7 協定	7.292 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	18 協定	18.75 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	3 協定	3.125 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	2 協定	2.083 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	9 協定	9.375 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	7 協定	7.292 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	8 協定	8.333 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	3 協定	3.125 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	10 協定	10.42 %
⑬特に何もしていない	37 協定	38.54 %
⑭その他	5 協定	5.208 %

#### 1の(1)及び2)について都道府県の所見【必須】

○『④協定参加者が健在であることを前提に集落戦略の作成を進めた』と回答した協定が最も多くなっており、担い手農家の高齢化や後継者不足により、10年後の農地利用について話し合いが深まらなかった結果と思われる。

○集落戦略の効果としては、農地の利用集積（③、④、⑤）に関して30%、次いで担い手の確保（①、②）に関して15%の回答となったことから、集落戦略により明確化された担い手農家への農地の利用集積が期待される。

○その一方で「⑬特に何もしていない」が38%となっており、集落戦略の実現に向けた活動が早期に開始されるよう指導が必要である。

## 廃止協定へのアンケート調査結果から

### 1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数		割合	
①荒廃した農用地がある	13	協定	76	%
②作付けしない農用地がある	15	協定	88	%
③転用された農用地がある	1	協定	6	%
④林地化（植林）された農用地がある		協定	0	%
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある		協定	0	%
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	4	協定	24	%
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	3	協定	18	%
⑧鳥獣被害が発生している	4	協定	24	%
⑨災害による被害を受けた農用地がある	5	協定	29	%
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）		協定	0	%
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1	協定	6	%
⑫その他		協定	0	%

#### 1について都道府県の所見【必須】

○協定の廃止に伴い、『①農地が荒廃』や『②作付けしない農地がある』が回答の70%以上を占めているため、廃止による影響が大きいと考えられる。  
○また『⑥担い手から所有者に返還された農地がある』との回答があり、そのような農地は今後荒廃する傾向にあるため、早期に農地の利用を検討する必要がある。

### 2 集落の共同活動

#### (1) 現在の集落での共同活動

	元協定数		割合	
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	8	協定	47	%
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	9	協定	53	%
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り		協定	0	%
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）		協定	0	%
⑤農作業の共同化	1	協定	6	%
⑥農業機械の共同利用		協定	0	%
⑦鳥獣害対策		協定	0	%
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用		協定	0	%
⑨都市住民との交流活動		協定	0	%
⑩農産物の販売・加工		協定	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）		協定	0	%
⑫生き物観察や生物保全活動		協定	0	%
⑬その他		協定	0	%
⑭集落で共同活動は実施していない	7	協定	41	%

#### (2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数		割合	
①集落協定の活動していた当時より減った	8	協定	47	%
②集落協定の活動していた当時より増えた		協定	0	%
③集落協定の活動していた当時と変わらない	2	協定	12	%

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

○廃止後に『共同活動を実施していない集落』は7協定（41%）となった。  
○共同活動を継続している集落でも参加者が減少している。

### 3 5年後（令和10年度）の集落の状況

#### (1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数		割合	
①いる	1	協定	6	%
②いない	16	協定	94	%

#### (2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数		割合	
①いる	2	協定	12	%
②いない	15	協定	88	%

#### (3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数		割合	
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	1	協定	6	%
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	3	協定	18	%
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2	協定	12	%
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	10	協定	59	%
⑤荒廃化しない	1	協定	6	%

#### 3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

○約90%の集落において、5年後にはリーダーや担い手農家が不在になり、農地の荒廃も進むと回答している。  
○集落機能の低下や農地の荒廃について、僅か5年で大きく変化することが懸念される。

## 市町村へのアンケート調査結果から

### 1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

#### (1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数		割合	
①かなり貢献した	9	市町村	41	%
②一定程度貢献した	11	市町村	50	%
③やや貢献した	2	市町村	9	%
④貢献していない		市町村	0	%

#### (2) 本制度の効果

	協定数		割合	
①荒廃農地の発生防止	22	市町村	100	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	22	市町村	100	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	5	市町村	23	%
④農業（農外）収入が増加した	8	市町村	36	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した		市町村	0	%
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	5	市町村	23	%
⑦鳥獣被害が減少した	3	市町村	14	%
⑧荒廃農地を再生した	1	市町村	5	%
⑨都市住民等との交流が増加した	2	市町村	9	%
⑩定住者等を確保した		市町村	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1	市町村	5	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	8	市町村	36	%
⑬その他		市町村	0	%
⑭特に効果は感じられない		市町村	0	%

### (3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	17 市町村	77 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	5 市町村	23 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

#### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

○関係市町村全てが、荒廃農地の発生防止と水路等の維持や地域の環境保全に貢献していると判断している。  
○このため、今後も本制度の継続が必要である。

## 2 本制度の改善点等

### (1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	6 市町村	27 %
②傾斜区分の要件緩和	5 市町村	23 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	7 市町村	32 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	9 市町村	41 %
⑤必須活動の内容の緩和	9 市町村	41 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	15 市町村	68 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	6 市町村	27 %
⑧交付単価の増額	7 市町村	32 %
⑨加算の充実	1 市町村	5 %
⑩交付金返還規定の緩和	8 市町村	36 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	16 市町村	73 %
⑫その他	1 市町村	5 %

### (2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	15 市町村	68 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	12 市町村	55 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	5 市町村	23 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	6 市町村	27 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	9 市町村	41 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	7 市町村	32 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	8 市町村	36 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	4 市町村	18 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	4 市町村	18 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	2 市町村	9 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	5 市町村	23 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	9 市町村	41 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	9 市町村	41 %
⑭その他	1 市町村	5 %
⑮特になし	1 市町村	5 %

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

○およそ70%の市町村が「申請手続きの簡素化」や「集落戦略の内容の簡素化」など、事務手続きの簡素化を望んでいる。  
○過半の市町村が「担い手の確保」「担い手への農地の集積・集約化」に対する支援を望んでいる。

### 3 今後の農地利用や集落機能等

#### (1) 次期対策

##### ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	11 市町村	50 %
②若干の減少が見込まれる	9 市町村	41 %
③かなりの減少が見込まれる	2 市町村	9 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	0 %

##### イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	2 市町村	9 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	2 市町村	9 %
③地域農業の中心となる者がいないため	1 市町村	5 %
④農業収入が見込めないため	1 市町村	5 %
⑤鳥獣被害増加のため	1 市町村	5 %
⑥事務手続きが負担なため	1 市町村	5 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	1 市町村	5 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	1 市町村	5 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	市町村	0 %
⑩その他	市町村	0 %

##### ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	2 市町村	9 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	4 市町村	18 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	市町村	0 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	2 市町村	9 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	市町村	0 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	17 市町村	77 %
⑧その他	1 市町村	5 %

##### (1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

○「現状維持」と「減少が見込まれる」が半数に分かれている。  
 ○減少が見込まれる要因は、リーダーや協定参加者の高齢化としており、そのような集落協定に対しては、積極的に統合・広域化を進めてもらいたい。

#### (2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

##### ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃化が進む	4 市町村	18 %
②やや荒廃化が進む	15 市町村	68 %
③荒廃化しない	3 市町村	14 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

##### イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	9 市町村	41 %
③今よりも減少する	13 市町村	59 %

## ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	8 市町村	36 %
③今よりも減少する	14 市町村	64 %

### (2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

○22市町村のうち19市町村が、今後農地の荒廃化が進むと回答している。  
○また半数以上の市町村が、集落の寄り合いや行事が減少すると回答している。

## 【集落戦略】に関する調査結果

## 検討項目④関連

### 市町村へのアンケート調査結果から

#### 1 集落戦略

##### (1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	4 市町村	18 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	1 市町村	5 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	2 市町村	9 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	5 市町村	23 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	1 市町村	5 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	7 市町村	32 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	3 市町村	14 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	12 市町村	55 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	1 市町村	5 %
⑩その他	2 市町村	9 %
⑪特になし	6 市町村	27 %

##### (2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	2 市町村	9 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	10 市町村	45 %
③関係機関の協力を得て進めた	4 市町村	18 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	9 市町村	41 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	2 市町村	9 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	2 市町村	9 %
⑦その他	1 市町村	5 %
⑧特になし	5 市町村	23 %

### 1の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

○過半の市町村が、高齢化や担い手不在によって将来の農地利用が難しいと感じている。  
○将来像の話し合いが深まらないため、協定参加者が今後も健在であることを前提に作成を進めた市町村が4割以上となっている。

集落協定へのアンケート調査結果から

1 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	28 協定	29.17 %
②協定対象農用地の1～3割	32 協定	33.33 %
③協定対象農用地の3～5割	11 協定	11.46 %
④協定対象農用地の5割以上	9 協定	9.375 %
⑤荒廃化していない	16 協定	16.67 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	75 協定	78.13 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	13 協定	13.54 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	8 協定	8.333 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	2 協定	2.083 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	11 協定	11.46 %
③以前と変わらない	16 協定	16.67 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0 協定	0 %
⑤その他（無回答）	67 協定	69.79 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	82 (85%)	(0%)	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	83 (86%)	(0%)	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	11 (11%)	(0%)	(0%)	2 (2%)	1 (1%)	(0%)
④農業（農外）収入が増加した	24 (25%)	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	5 (5%)	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	14 (15%)	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)
⑦鳥獣被害が減少した	4 (4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑧荒廃農地を再生した	4 (4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	3 (3%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑩定住者等を確保した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	3 (3%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	29 (30%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑬その他	1 (1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑭特に効果は感じられない	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)



## 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

○80%を超える集落協定が『農地、農業用施設及び集落環境の維持・保全(①、②)』の効果が高いと回答している。  
○次いで、『⑫集落機能の維持』、『④農業(農外)収入が増加』の回答が多くなっている。

## 2 集落協定が実施している各種の活動

### (1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動(今後も継続する活動含む)
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動(草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)	56 (58%)	44 (46%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動(多面的機能支払による活動を含む)	52 (54%)	48 (50%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	9 (9%)	7 (7%)
④維持できなくなった農地の林地化(計画的な植林)	(0%)	3 (3%)
⑤農作業の共同化	12 (13%)	11 (11%)
⑥農業機械の共同利用	15 (16%)	16 (17%)
⑦鳥獣害対策	6 (6%)	8 (8%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	11 (11%)	10 (10%)
⑨都市住民との交流活動	2 (2%)	1 (1%)
⑩農産物の販売・加工	2 (2%)	2 (2%)
⑪地域での生活支援活動(高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等)	8 (8%)	6 (6%)
⑫生き物観察や生物保全活動	7 (7%)	3 (3%)
⑬その他	2 (2%)	1 (1%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	19 (20%)	16 (17%)

### (2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動(今後も継続する活動含む)
①市町村、都道府県	36 (38%)	36 (38%)
②自治会、町内会	45 (47%)	38 (40%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	11 (11%)	7 (7%)
④地域運営組織	3 (3%)	4 (4%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	(0%)	(0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	2 (2%)	1 (1%)
⑦大学	(0%)	(0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	21 (22%)	20 (21%)
⑨民間企業	2 (2%)	2 (2%)
⑩地域おこし協力隊	(0%)	1 (1%)
⑪その他	2 (2%)	2 (2%)
⑫連携している組織はない	26 (27%)	16 (17%)

## 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

○市町村や自治会、多面的機能支払活動組織等との連携により、活動に取り組んでいる集落協定が多い。  
○一方で、27%の集落協定は他の組織と連携せずに活動している。

## 市町村へのアンケート調査結果から

### 1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

#### (1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	9 市町村	41 %
②一定程度貢献した	11 市町村	50 %
③やや貢献した	2 市町村	9 %
④貢献していない	市町村	0 %

#### (2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	22 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	22 市町村	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	5 市町村	23 %
④農業（農外）収入が増加した	8 市町村	36 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	市町村	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	5 市町村	23 %
⑦鳥獣被害が減少した	3 市町村	14 %
⑧荒廃農地を再生した	1 市町村	5 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 市町村	9 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	5 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	8 市町村	36 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

#### (3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	17 市町村	77 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	5 市町村	23 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

#### 1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

○関係市町村全てが、荒廃農地の発生防止と水路等の維持や地域の環境保全に貢献していると判断している。  
○このため、今後も本制度の継続が必要である。

### 2 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	3 市町村	14 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	1 市町村	5 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	17 市町村	77 %
⑤その他	1 市町村	5 %

#### 2について都道府県の所見【必須】

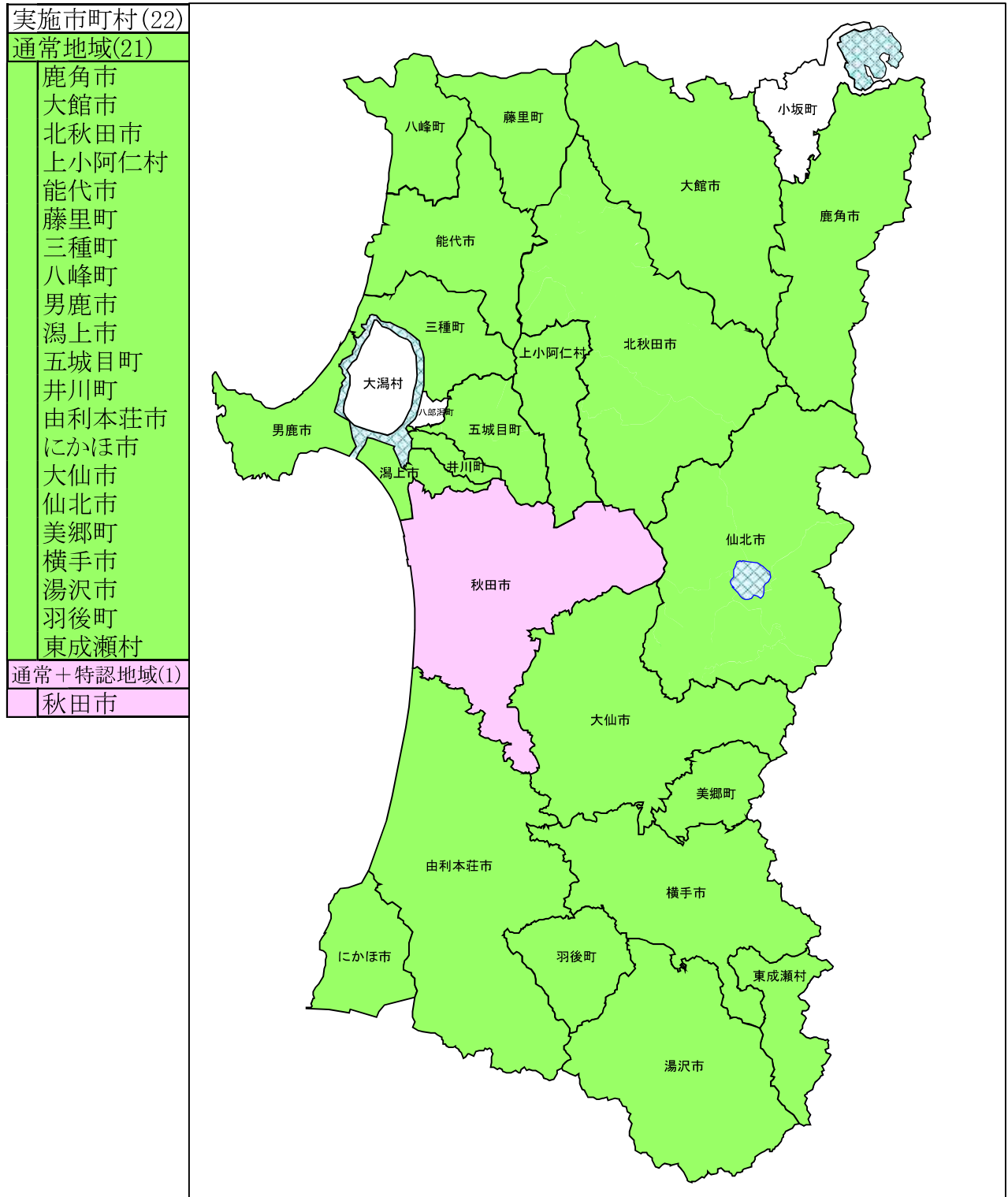
○22市町村のうち18市町村が、『今後は推進しない』『今後も推進しない』としている。  
○制度の内容について、理解を深める必要がある。

## 令和3年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

令和4年8月  
秋田県農山村振興課

## 1. 実施市町村

(1) 令和2年度からの第5期対策は、県内25市町村のうち、22市町村において取組が行われました。



市町村別実施状況

## 2. 協定締結面積等

### (1) 協定数

令和3年度は484協定で取組が行われました。このうち、集落協定は480協定で、個別協定は4協定となっています。

県内では、第4期対策(H27～R1)から第5期対策(R2～R6)へ移行する際に高齢化や担い手不足による継続への不安等により64の協定が減少しましたが、新たに活動を開始する協定がありました。

#### [協定数]

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年増減
集落協定	545	541	541	541	479	480	1
個別協定	6	6	6	6	4	4	0
合計	551	547	547	547	483	484	1

### (2) 協定締結面積

令和3年度の協定締結面積は9,844haとなり、前年度から35ha増加しました。

#### [地目・基準別実施面積]

(ha)

地目・基準	H28	H29	H30	R1	R2	R3	前年増減
田	10,255	10,268	10,346	10,337	9,730	9,766	35
急傾斜	2,200	2,193	2,191	2,189	1,973	1,975	2
緩傾斜	8,042	8,061	8,140	8,133	7,742	7,775	33
小区画・不整形	13	15	15	15	15	15	0
畑	33	33	33	33	29	29	0
急傾斜	14	14	14	14	9	9	0
緩傾斜	19	19	19	19	20	20	0
草地	32	32	32	32	32	32	0
急傾斜	8	8	8	8	8	8	0
緩傾斜	24	24	24	24	24	24	0
採草放牧地	17	17	17	17	17	17	0
急傾斜	8	8	8	8	8	8	0
緩傾斜	9	9	9	9	9	9	0
合計	10,337	10,350	10,429	10,419	9,808	9,844	35
急傾斜 ※1	2,229	2,222	2,221	2,219	1,998	2,000	2
緩傾斜 ※2	8,095	8,113	8,193	8,186	7,795	7,829	33
小区画・不整形	13	15	15	15	15	15	0

※ 端数処理により一部計が合致しないものがあります。

※1 急傾斜(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15° 以上)

※2 緩傾斜(田:1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地:8° 以上15° 未満)

### (3) 協定参加者、交付金額

全協定(集落協定及び個別協定)の協定参加者は1万人余りとなり、県内の全協定に支払われた交付金の総額は、約10億4百万円となりました。なお、1協定あたりの参加者は21人、実施面積20ha、交付額2,152千円となり、1人あたりの交付額は10万4千円となっています。

[協定数、参加者数、実施面積、交付金額] (ha、千円)

区分	協定数	参加者数	実施面積	交付額	1協定あたり			1人あたり		
					参加者数	面積	額	面積	額	
29年度	集落協定	541	12,330	10,296	1,098,625	22.8	19.0	2,031	0.84	89
	個別協定	6	6	54	3,032	1.0	9.0	505	9.01	505
	29年度計	547	12,336	10,350	1,101,657	22.6	18.9	2,014	0.84	89
30年度	集落協定	541	12,473	10,375	1,104,817	23.1	19.2	2,042	0.83	89
	個別協定	6	6	54	3,032	1.0	9.0	505	9.01	505
	30年度計	547	12,479	10,429	1,107,849	22.8	19.1	2,025	0.84	89
元年度	集落協定	541	12,431	10,365	1,107,088	23.0	19.2	2,046	0.83	89
	個別協定	6	6	54	3,032	1.0	9.0	505	9.01	505
	元年度計	547	12,437	10,419	1,110,120	22.7	19.0	2,029	0.84	89
2年度	集落協定	479	10,204	9,760	1,035,008	21.3	20.4	2,161	0.96	101
	個別協定	4	8	48	1,866	2.0	12.1	467	6.04	233
	2年度計	483	10,212	9,808	1,036,874	21.1	20.3	2,147	0.96	102
3年度	集落協定	480	9,980	9,796	1,039,572	20.8	20.4	2,166	0.98	104
	個別協定	4	8	48	1,866	2.0	12.1	467	6.04	233
	3年度計	484	9,988	9,844	1,041,438	20.6	20.3	2,152	0.99	104

※ 端数処理により一部計が合致しないものがあります。

### (4) 対象農用地に対する交付面積率等

本年度の対象農用地面積に対する交付面積率は県全体で86%となっており、地目別の交付面積率を見ると田が87%に対して、畑が14%と取組が低い状況です。

なお、基準別では、緩傾斜地における取組が多い状況です。

[対象農用地面積、交付面積率] (ha)

地目・基準	2年度対象農用地面積	2年度実施面積	交付面積率	3年度対象農用地面積	3年度実施面積	交付面積率
田	11,030	9,730	88%	11,191	9,766	87%
急傾斜	2,395	1,973	82%	2,525	1,975	78%
緩傾斜	8,620	7,742	90%	8,650	7,775	90%
小区画	15	15	98%	15	15	98%
畑	211	29	14%	211	29	14%
急傾斜	139	9	7%	139	9	7%
緩傾斜	72	20	28%	72	20	28%
草地	32	32	100%	32	32	100%
急傾斜	8	8	100%	8	8	100%
緩傾斜	24	24	100%	24	24	100%
採草放牧地	43	17	40%	43	17	40%
急傾斜	8	8	100%	8	8	100%
緩傾斜	35	9	26%	35	9	26%
合計	11,316	9,808	87%	11,476	9,844	86%
急傾斜	2,550	1,998	78%	2,680	2,000	75%
緩傾斜	8,750	7,795	89%	8,781	7,829	89%
小区画	15	15	98%	15	15	98%

※ 端数処理により一部計が合致しないものがあります。

### 3. 集落協定活動の動向

#### (1) 面積規模別集落協定数

面積規模で見ると、20ha以上50ha以下の協定が118協定(25%)で最も多くなっており、20ha以下の協定が321協定で全体の約7割(67%)を占めます。20haを超える協定は159協定(33%)となっていますが、面積で見ると全体取組面積の73%となっています。

[面積規模別協定数・面積・割合]

面積区分(ha)	～5	～10	～20	～50	～100	～400	400～	全体
協定数	112	94	115	118	33	8	0	480
協定数の割合	23.3%	19.6%	24.0%	24.6%	6.9%	1.7%	0.0%	100.0%
面積計	353	686	1,658	3,667	2,189	1,243	0	9,796
面積計の割合	3.6%	7.0%	16.9%	37.4%	22.3%	12.7%	0.0%	100.0%

#### (2) 協定参加者数別集落協定数

協定参加者数で見ると、20人以下の協定が308協定で全体の約64%を占めていますが、20人を超える協定が172協定(全協定数の36%)あり、参加者数は全参加者数の69%を占めています。

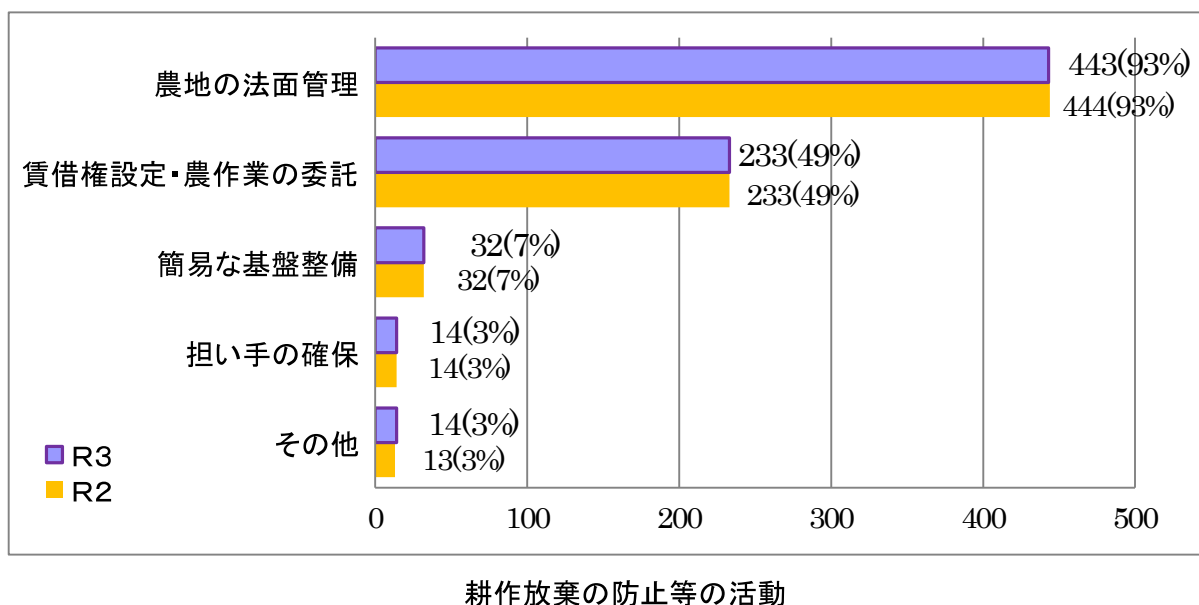
[参加者数規模別協定数・参加者数・割合]

参加者区分(人)	～5	～10	～20	～30	～50	～100	101～	全体
協定数	70	109	129	76	64	26	6	480
割合	14.6%	22.7%	26.9%	15.8%	13.3%	5.4%	1.3%	100.0%
参加者数(人)	277	872	1,938	1,865	2,435	1,754	839	9,980
割合	2.8%	8.7%	19.4%	18.7%	24.4%	17.6%	8.4%	100.0%
平均参加者数	4.0	8.0	15.0	24.5	38.0	67.5	139.8	20.8

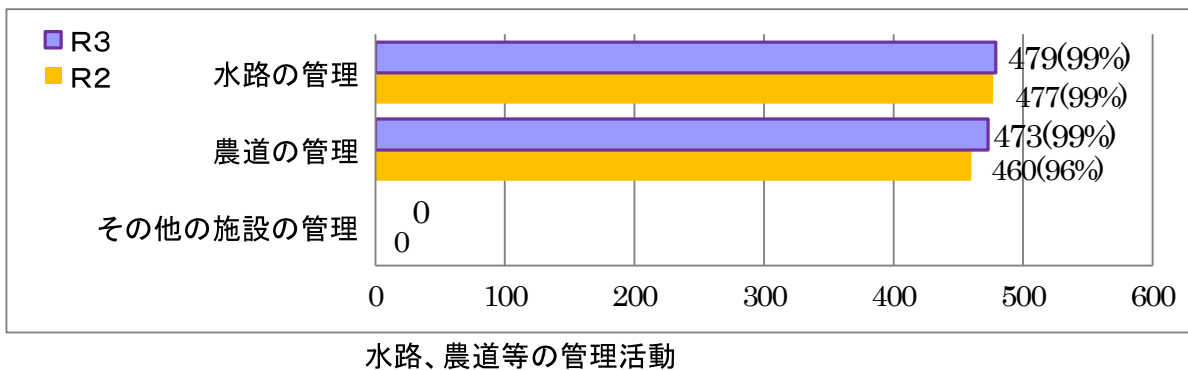
#### (3) 集落協定の活動内容

全ての集落協定に定められている「農業生産活動として取り組むべき事項」には、必須事項(農業生産活動等)と選択的必須事項(多面的機能を増進する活動)があります。

必須事項は、更に「耕作放棄の防止等の活動」と「水路、農道等の管理活動」の2種類がありますが、そのうち「耕作放棄の防止等の活動」として「農地の法面管理」を行っている協定が443協定(93%)と最も多く、次に「賃借権設定・農作業の委託」の233協定(49%)となっています。

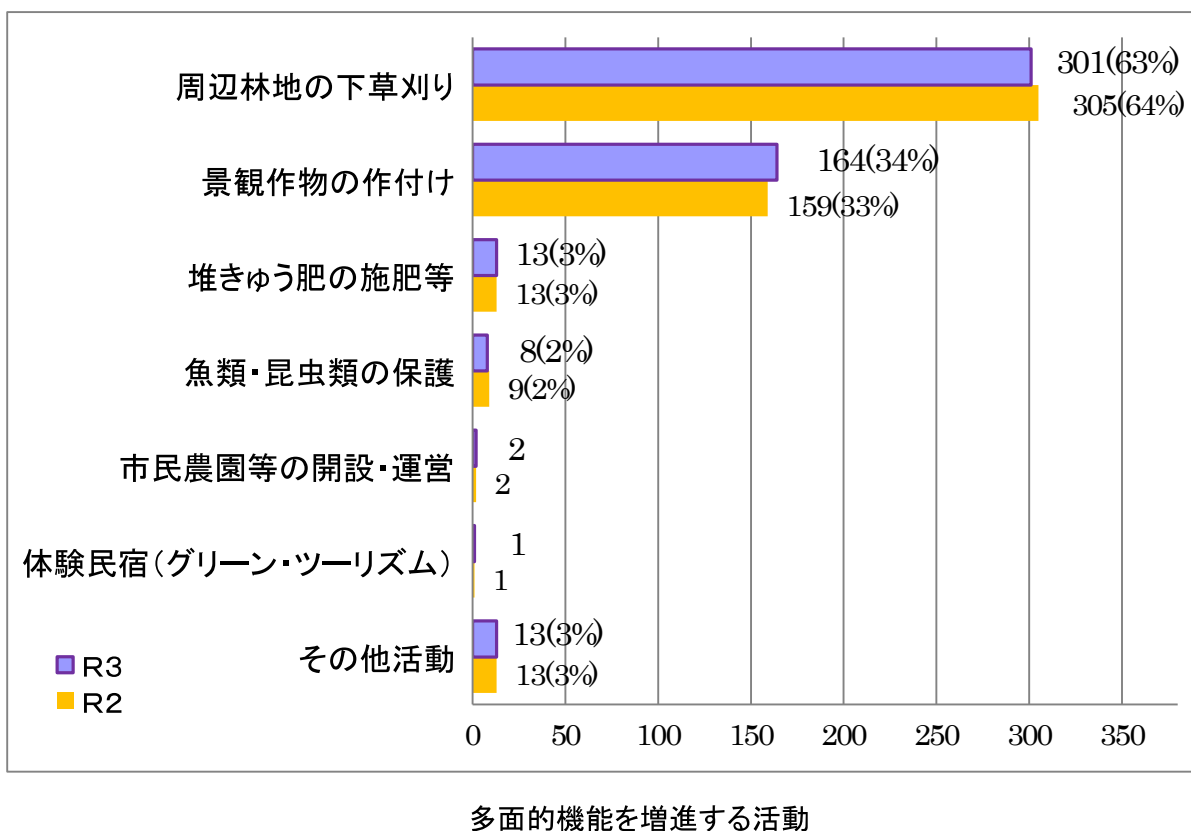


また、「水路、農道等の管理活動」では、479協定(99%)で「水路の管理」を、473協定(99%)で「農道の管理」を行っています。



選択的必須事項(多面的機能を増進する活動)は、「国土保全機能を高める取組」、「保健休養機能を高める取組」、「自然生態系の保全に資する取組」があります。

具体的な取組活動としては、「周辺林地の下草刈り」が301協定(63%)と最も多く、次に多いのが「景観作物の作付け」で164協定(34%)となっています。

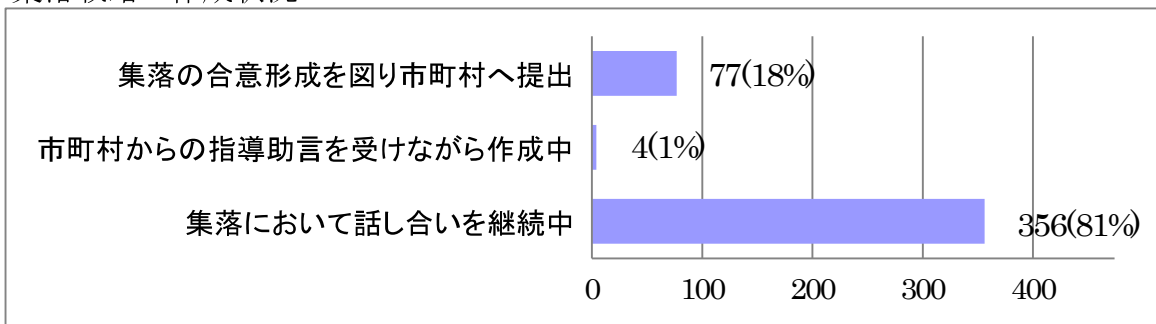


#### (4) 集落戦略について

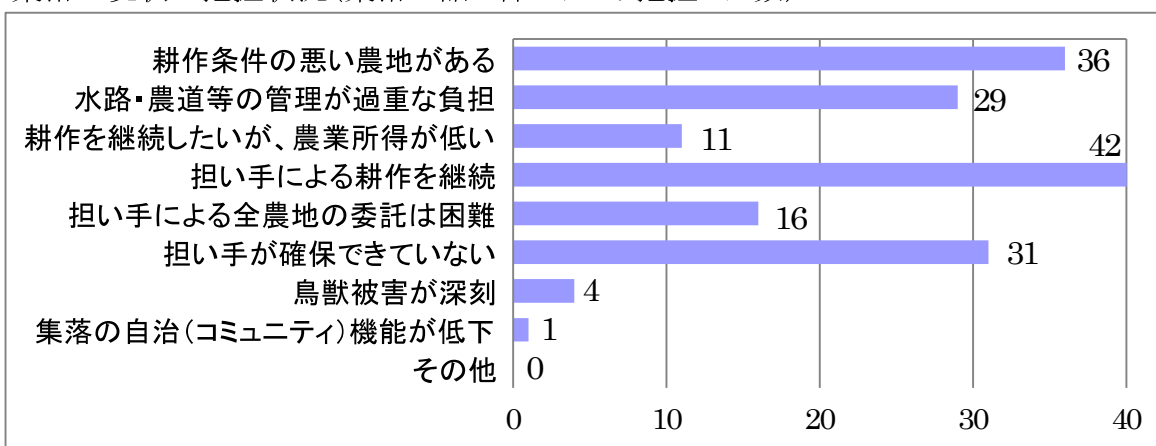
第5期対策(令和2年度)から、集落における話し合いにより農業生産活動等を継続する上での課題を絞り込み、対応策の方向性を明確化することを重要視し、体制整備単価の交付を受ける要件が「集落戦略の作成」に一本化されました。

令和3年度は、437協定でこの体制整備の活動に取り組んでおり、対策2年目として多少作成が進んだものの、長引くコロナ禍の影響等により、集落の合意形成を図り市町村へ提出したのは77協定(18%)に留まっています。また、市町村からの指導助言を受けながら作成中が4協定(1%)、集落において話し合いを継続中が356協定(81%)となっています。

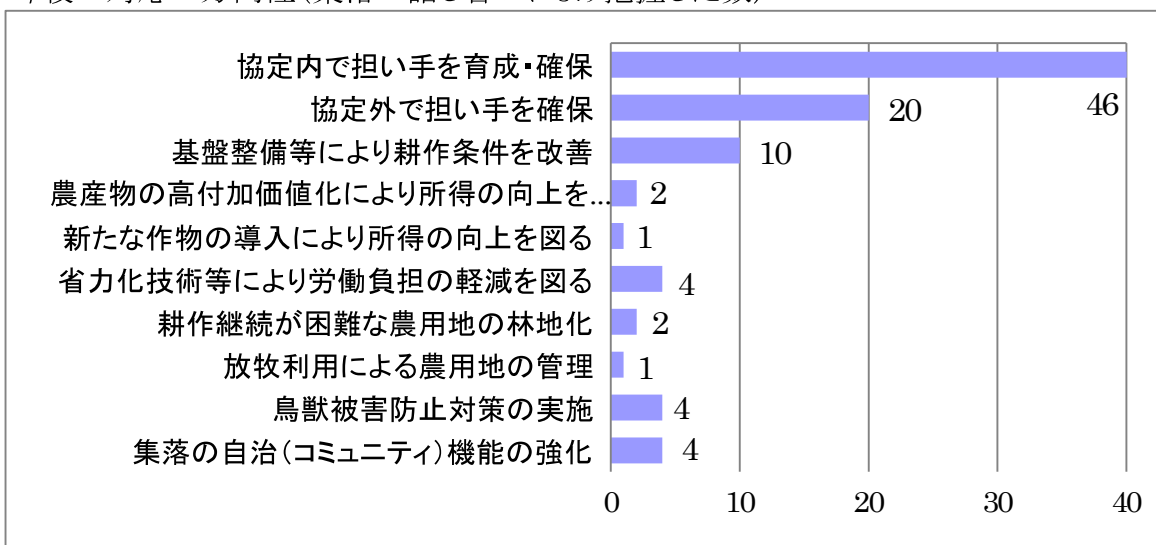
集落戦略の作成状況



集落の現状の把握状況(集落の話し合いにより把握した数)



今後の対応の方向性(集落の話し合いにより把握した数)

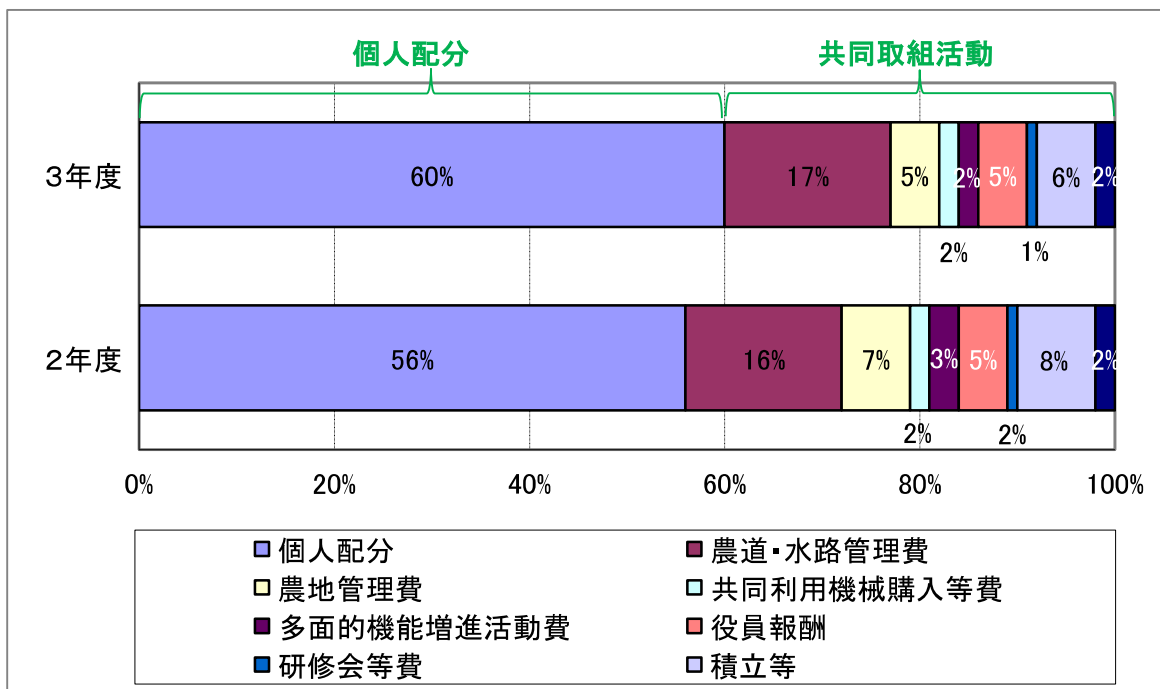




### (5) 交付金の使途

令和3年度の1協定当たりの交付金の使途は、個人配分が60%、共同取組活動が40%となっています。

共同取組活動の内訳は農道・水路の管理費が17%、農地管理費5%、多面的機能増進活動費2%、役員報酬5%、積立等6%となっています。



交付金の使途

### 4. 個別協定の概況

個別協定は、全てを認定農業者等が引き受けており、草地及び採草放牧地が87%を占めています。

#### [協定数]

	実施市町村	個別協定	協定者				
			認定農業者等	農業生産法人	任意組織	第3セクター	その他
協定数	4	4	3	1	0	0	0
面積(ha)	48	48	13	35	0	0	0

#### [地目別面積]

地目	田	畑	草地	採草放牧地	計
面積(ha)	6	0	25	17	48
割合	13%	0%	52%	35%	100%

## 5. 市町村別実施状況

[令和3年度市町村別協定数、協定面積、交付金額]

(人、ha、千円)

市町村	令和3年度実施状況								
	集落協定				個別協定			全体	
	協定数	参加人数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額	協定面積	交付金額
鹿角市	8	188	108	23,008	0	0	0	108	23,008
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大館市	5	88	42	6,259	1	7	717	49	6,976
北秋田市	14	114	92	19,136	0	0	0	92	19,136
上小阿仁村	12	117	97	9,538	0	0	0	97	9,538
能代市	1	7	3	625	0	0	0	3	625
藤里町	4	21	16	3,459	1	2	183	19	3,642
三種町	24	284	271	23,229	0	0	0	271	23,229
八峰町	2	63	77	8,340	0	0	0	77	8,340
秋田市	2	74	29	3,126	0	0	0	29	3,126
男鹿市	11	49	48	5,462	0	0	0	48	5,462
潟上市	4	28	20	1,410	0	0	0	20	1,410
五城目町	2	13	8	1,617	0	0	0	8	1,617
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
井川町	6	41	46	3,517	1	4	312	50	3,829
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由利本荘市	161	3,829	4,568	455,982	0	0	0	4,568	455,982
にかほ市	23	543	898	150,774	0	0	0	898	150,774
大仙市	1	13	7	1,216	0	0	0	7	1,216
仙北市	12	150	113	10,541	0	0	0	113	10,541
美郷町	2	47	37	7,675	0	0	0	37	7,675
横手市	61	999	631	57,013	0	0	0	631	57,013
湯沢市	82	2,512	1,954	181,864	0	0	0	1,954	181,864
羽後町	27	415	434	33,724	0	0	0	434	33,724
東成瀬村	16	385	296	32,057	1	35	654	332	32,711
	480	9,980	9,796	1,039,572	4	48	1,866	9,844	1,041,438

※ 端数処理により一部計が合致しないものがあります。